文書１

薬物検出検査を用いた対応

毎回の面接時に尿中あるいは唾液中の薬物検出検査をします。
この検査により直近の薬物使用の有無が明らかになるので、薬物を使用しないでおこうと考え、薬物から離れることを強く促すものになります。

１　この方法は高い効果を持ちますので、これを利用することを勧めます。

２　この方法を受け入れなくても、対応することを拒否しません。
しかし、この方法の効果を利用できない場合は、面接頻度を高める等の方法で補うことになります。

３　一旦、この方法を受け入れた後の面接時に薬物検出検査を拒否しても、あるいは、薬物検出検査の結果等から規制薬物を乱用したことが疑われる際にあなたが自首しなくても、当施設から取締機関に自発的に連絡することはなく、また、当施設での対応を拒否することはありません。
但し、取締機関から問い合わせがあった場合には、当施設は、検査結果を含め、病状等について回答します。

以上を説明致しました。

年　　月　　日

説明者氏名

－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－

薬物検出検査に対する同意

予定日に来訪し、毎回、薬物検出検査を受けるよう努めます。
規制薬物を乱用した場合は、取り締られるべきですが、自首するかどうかは自分で判断して行動を決定します。

様

年　　月　　日

氏名

住所